

様式第3号（第7条関係）

会 議 録

- 1 附属機関の会議の名称 平成25年度第2回水戸市都市計画審議会
- 2 開催日時 平成26年3月20日（木） 午後1時30分から午後3時30分まで
- 3 開催場所 水戸市役所 本庁舎南側臨時庁舎 大会議室
- 4 出席した者の氏名
 - (1) 委 員 田口文明, 松本勝久, 伊藤充朗, 安蔵栄, 木本信太郎, 笹沼恭一, 沢畑樹彦, 小川喜治, 鹿倉よし江, 藤田絹代, 石田東生, 山田稔, 安徹, 出井滋信
 - (2) 執行機関 高橋靖, 橋本耐, 石井秀明, 三宅正人, 荒井宰, 郡司久, 高野裕一, 川崎洋幸, 加藤久人, 坏貴之, 石崎昌市, 宮田正一, 黒澤純一郎, 大森幹司, 岩上健一, 丹治雅人, 武藤学, 飯田宜秀, 森山武久, 石川純, 後藤和也, 須田秀人
 - (3) その他
- 5 議題及び公開・非公開の別
 - 都計諮問第1号 水戸・勝田都市計画ごみ焼却場の変更（水戸市決定）（公開）
 - 都計諮問第2号 水戸市新ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価書（公開）
 - 都計諮問第3号 水戸・勝田都市計画土地地区画整理事業の変更（水戸市決定）（公開）
 - その他 水戸市都市計画道路の見直し（案）について（報告）（公開）
- 6 非公開の理由
- 7 傍聴人の数（公開した場合に限る。） 0人
- 8 会議資料の名称
 - 都計諮問第1号 水戸・勝田都市計画ごみ焼却場の変更
 - 都計諮問第2号 水戸市新ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価書
 - 都計諮問第3号 水戸・勝田都市計画土地地区画整理事業の変更
 - 水戸市都市計画道路の見直しについて（案）

9 発言の内容

執行機関

定刻となりましたので、ただ今から、平成 25 年度第 2 回都市計画審議会を開催いたします。

初めに、高橋靖水戸市長より御挨拶を申し上げます。

市長

皆さん、こんにちは。

平成 25 年度第 2 回水戸市都市計画審議会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には、大変御多用中にもかかわらず、このように会議に御出席いただきまして誠にありがとうございます。

また、____ 会長さんを初めといたします委員の皆様方には、常日頃から水戸市の都市計画行政に多大なる御支援と御協力を頂いておりますことを厚く御礼と感謝を申し上げます。

さて、早速ですが、本日お諮りいたします案件でございますが、水戸市新ごみ処理施設に関する案件と東前地区の土地区画整理事業に関する案件でございます。

後ほど担当から御説明をさせていただきたいと思いますが、水戸市新ごみ処理施設につきましては、現有ごみ処理施設が大変老朽化しておりまして、何とか移転・改築を早めに対応していかなければならないのです。それとともに、循環型社会の構築により、より一層の再資源化を図っていくという狙いがあるということで御理解を頂きたいと思っています。

また、東前地区の土地区画整理事業につきましては、区域の見直しを行いまして、事業の合理化及び早期完成を図るものでございます。これについては、常澄合併から 20 数年が経過をしている状況の中で、地元住民の方からも、予算をしっかり確保して、計画変更も含めて早期の完成をということで強い要望を頂いているところでございますので、皆様方にはいろいろな面で御提言を頂ければ有り難いと思っています。

いずれにいたしましても、どちらも本当に都市計画上重要な案件でございますので、皆様方に活発かつ慎重な御審議をいただきますようによろしくお願い申し上げます。私からの御挨拶に代えさせていただきたいと思っております。

大変お世話になります。どうぞよろしくお願いいたします。

執行機関

ありがとうございました。

続きまして、____ 会長より御挨拶をいただきます。

会長

____ でございます。本日もよろしくお願い申し上げます。

足元の悪い中、また、御多忙の中お越しいただきましてありがとうございます。

今日は、議事が 3 つございます。あと報告事項もございます。皆様方の御協力のよろしきを得て、円滑かつ良い議論をしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

では、早速始めさせていただきます。

執行機関

続きまして、市議会議長及び常任委員会の改選と____ 委員の委嘱に伴いまして新たな委員を委嘱させていただきますので、委員の皆様方を名簿順に御紹介いたします。

(委員紹介)

次に、本日出席しております水戸市職員を紹介いたします。

(事務局職員紹介)

それでは、早速議事に入らせていただきます。議事の進行を____会長をお願いいたします。

会長

ただ今から議事に入りたいと思いますが、まず、出席者を確認いたします。事務局から、出席者数等の報告をお願いいたします。

執行機関

本日の出席者を報告いたします。

事務局に欠席の報告がありました委員は、__番 ____委員及び__番 ____委員でございます。

審議委員数 16 名のうち、現在 14 名が出席されております。

会長

ありがとうございました。出席者数が半数を超えておりますので、水戸市都市計画審議会条例第 6 条第 2 項の規定により本審議会は成立しております。

続きまして、本日の議事録署名人を指名させていただきます。

__番の__委員さん、__番の__委員さんをお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

なお、本審議会につきましては、「水戸市附属機関の会議の公開に関する規程」に基づき、原則公開とさせていただいておりますので御承知置きください。

それでは、議事に入らせていただきます。

まず、諮問書の提出をお願いいたします。

市長

水戸市都市計画審議会様

都計諮問第 1 号

平成 26 年 3 月 20 日

水戸・勝田都市計画ごみ焼却場の変更（水戸市決定）について諮問いたします。

お願いいたします。

続きまして、

水戸市都市計画審議会様

都計諮問第 2 号

平成 26 年 3 月 20 日

水戸市新ごみ処理施設事業に係る環境影響評価書について諮問いたします。

お願いいたします。

水戸市都市計画審議会様

都計諮問第 3 号

平成 26 年 3 月 20 日

水戸・勝田都市計画土地区画整理事業の変更（水戸市決定）について諮問いたします。

お願いいたします。

会長

ただ今、高橋市長から 3 本の諮問書を頂きました。

まず、都計諮問第1号 水戸・勝田都市計画ごみ焼却場の変更（水戸市決定）及び都計諮問第2号 水戸市新ごみ施設整備事業に係る環境影響評価書について審議を進めてまいりたいと思います。

まず、事務局より御説明をお願いいたします。

執行機関

都市計画課長の_____でございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、水戸市新ごみ処理施設についてでございますが、都計諮問第1号及び都計諮問第2号については関連がございますので、併せて説明させていただきます。

まず、第1号につきまして私が説明した後、ごみ対策課長から第2号について御説明いたします。

なお、都計諮問第2号の環境影響評価書に関しましては、環境影響評価法の規定によりまして、都市計画の変更と併せて都市計画審議会に付議するものとされておりますことから、本日、諮問するものでございます。

それでは、都計諮問第1号の資料を御覧いただきたいと思います。この資料は都市計画の図書となるものでございます。

内容の説明につきましては省略させていただきますが、構成につきましては、まず、1ページ目に今回の都市計画の変更の内容が記載されております。2ページ目が位置図、3ページ目が今回新たに追加する施設の位置図です。4ページ目が理由書、5ページ目に変更する土地の区域、6ページ目が新旧対照表、7ページ目に都市計画の経緯となっております。

それでは、内容につきまして、前面のスクリーンのスライドに沿って御説明いたします。

諮問第1号につきましては、水戸市が計画しております新ごみ処理施設の建設に伴いまして、必要な都市計画の変更を行うものでございます。

追加するごみ焼却場といたしまして、名称が水戸市新清掃工場、位置が水戸市下入野町南散野、面積が8.6ヘクタール、施設といたしましては、ごみ処理施設とリサイクルセンターでございます。

次に、削除するごみ処理場といたしましては、名称は第二清掃工場新システムセンター、位置が水戸市河和田町字町田、面積が3.4ヘクタールでございます。

続きまして、それぞれのごみ処理施設の位置を示した図面でございます。

まず、青で示しておりますのが、現在稼働中の小吹清掃工場でございます。また、赤で示しておりますのが、今回追加いたします下入野町の新清掃工場でございます。灰色で示しておりますのが、今回削除いたします河和田町の第二清掃工場新システムセンターでございます。

続きまして、変更を行う理由について御説明いたします。

現在、水戸市内のごみ処理は主に小吹清掃工場で行っておりますが、小吹清掃工場は昭和59年に完成してから30年が経過し、設備の老朽化が著しい状況であります。また、容器包装リサイクル法の対象となりますペットボトルやプラスチック製容器、包装廃棄物の効率的な処理ができず、本市における資源化率は平成22年度実績で12%と、全国平均の20%を大きく下回っている状況であります。

このようなことから、現有施設の老朽化の進行に対応するとともに、循環型社会の構築に向け、ごみのより一層の再資源化を進めることとし、また、ごみ処理システム及び計画ごみ量の見直しを行い、当該地に清掃工場を整備するものでございます。

続きまして、新清掃工場の位置についてでございますが、ごみ処理施設の集約化による連携稼働や、基盤施設の共通活用による効率性の向上、さらには、将来施設の建て替え用地を見込むことによるごみ処理事業の安定性のために十分な用地が確保できるとして、当該地、下入野地区に立地させることとするものでございます。

続きまして、新ごみ処理施設の全体の配置図でございます。

周辺に緩衝緑地ゾーンなどを配置いたしまして、全体で56ヘクタールでございます。そのうち、都市計画において区域を定めるのは、赤枠で示しておりますごみ処理施設とリサイクルセンターの部分になります。

続きまして、今回削除いたします第二清掃工場新システムセンターの位置でございますが、こちらにつきましては平成5年に都市計画決定されたものでございますが、その後、ごみの減量運動によってごみ量の伸びが鈍化したことから建設を見合わせておりましたが、今回、新ごみ処理施設の計画により施設の集約化を図るとともに、将来の建て替え用地についても確保が可能であることから、削除するものでございます。

最後に、都市計画の変更手続でございますが、昨年5月に3か所で地元説明会を開催しております。公聴会につきましては、公述申出書の提出がなかったため、開催を中止しております。その後、8月5日から9月4日まで都市計画案の縦覧を行いました。意見書の提出はございませんでした。これらの手続を経まして、本日の都市計画審議会に至っております。

説明は、以上でございます。

執行機関

ごみ対策課の____でございます。よろしくお願いたします。

都計諮問第2号の水戸市新ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価書につきまして御説明いたします。

こちらの画面と同じものを資料としてお配りしております。どちらか見やすいほうを御覧いただきますようお願いいたします。

資料は、1枚2ページとしてありますのでよろしくお願いいたします。

まず、本日説明する内容はこちらの目次の1から5の項目でございます。こちらの図によりましてこれまでの環境影響評価の流れをご説明いたします。

平成23年7月に環境評価の方法書を作成いたしました。この方法書につきまして住民及び県知事から意見を頂きまして、それらを踏まえ、評価項目を再設定いたしました。

次に、平成24年2月から平成25年7月までの約1年半にわたりまして現地調査を行いました。その結果に基づきまして、本事業が周辺環境に与える影響につきまして予測・評価を行い、平成25年8月に環境影響評価準備書に取りまとめたところでございます。

準備書につきましては、平成25年8月5日から9月4日まで、縦覧による内容の公表を行いました。住民の方からは3通の意見提出がございました。

また、説明会は、8月に地元下入野町を始めとする市内3か所並びに関係する市町として、銚田市、茨城町、大洗町のそれぞれ1か所、合計6か所で開催いたしました。

さらに、県の環境影響評価審査会を経まして、平成26年1月29日付で県知事意見書の提出がございました。このたびは、これらの意見を踏まえまして、準備書の内容を踏まえ、環境影響評価書として取りまとめたところでございます。

次に、2の事業計画の概要につきまして御説明いたします。

こちらは環境影響評価の対象事業実施区域の位置図になります。中央の赤く染まったと

ころが事業の実施区域で、面積は約 13 ヘクタールございます。都市計画法に基づき、都市計画に定める範囲は、都市施設であります焼却施設及びリサイクルセンターを設置する約 8.6 ヘクタールございますが、環境影響評価の対象区域は最終処分場を含めました約 13 ヘクタールとなります。

6 ページ、こちらが現地の航空写真でございます。

緑色に染めた所が事業実施区域でございます。区域の北側に沿った波線、黒丸の点で示しましたのが新設する道路の位置でございます。現地は標高 10 メートル前後の低地と、標高 22 メートル前後で、現況は山野・山林となっている台地の一角が広がっております。

7 ページが整備する施設の概要でございます。

まず、ごみ焼却施設につきましては、燃えるごみの処理能力が 1 日当たり約 370 トンで計画いたします。現在稼働しております小吹清掃工場は処理能力が 1 日当たり 390 トンですが、これまで焼却しておりましたプラスチック製容器を分別してリサイクルする等によりまして必要な施設規模が小さくなります。

なお、処理方式は、こちらにある 3 つの方式のいずれかを採用することとしております。

リサイクルセンターにつきましては、燃えないごみと、瓶、缶、プラスチック製容器、ペットボトルなどの資源物を合わせて 1 日当たり約 60 トンを処理する施設でございます。

最終処分場につきましては、埋立容量が約 12 万 8,000 立方メートル、処分場につきましては、埋め立てする面を屋根構造で覆います被覆型最終処分場として整備いたします。

8 ページ、施設の配置図となります。

事業地の西側に新清掃工場としてごみ焼却施設及びリサイクルセンターを配置いたします。東側が最終処分場を配置いたします。右下の図は各施設の立面図でございます。新清掃工場につきましては、計画する地盤の高さを標高 14 メートルといたしまして、ごみ焼却施設の煙突高が 59 メートルでございます。また、最終処分場につきましては、計画する地盤の高さを標高 13 メートルとしておりまして、建物の高さが最も高いところで約 20 メートルとなります。

9 ページ、排水処理計画につきまして、施設内に降った雨水につきましては、調整池で流量調整した後、後谷川に放流いたします。施設内で発生する排水につきましては、外部への放流を行わないクローズドシステムを採用いたします。

10 ページ、道路計画につきましては、既存の幹線道路西側の県道内原塩崎線、東の県道長岡大洗線に接続する新たなアクセス道路を整備いたします。アクセス道路は延長 2.4 キロメートルで、両側に 2.5 メートルの歩道があり、幅員 13 メートルの道路として計画いたします。

市内のごみを運搬する車の通るルートにつきましては、中心となるルートとして、大きく 2 つのルートを設定しております。一つは用地の西側、50 号バイパス方面から 6 号国道との交差点、東水戸道路の水戸南インター付近を通りまして、県道石崎水戸線、内原塩崎線を経てアクセス道路へ至るルートでございます。もう一つが、水戸市東部の下市地区、常澄地区方面からのごみの運搬につきまして、県道下入野水戸線から長岡大洗線を通りましてアクセス道路に至るルートでございます。

11 ページ、工程計画につきましては、平成 27 年度から新清掃工場及び最終処分場敷地部分の造成工事に着手いたします。その後、造成工事と並行しながら施設本体の建設工事に着手いたします。施設の完成、供用開始につきましては、新清掃工場を平成 30 年度末、最終処分場を平成 28 年度末と見込んでおります。

12 ページ、施設整備の前提条件となる環境保全計画について説明いたします。

まず、工事中の対策といたしまして、騒音・振動対策としまして、低騒音・低振動型の建設機械を導入いたします。また、稼働が集中しないような工事計画といたします。とりわけ騒音・振動の発生しやすい建物の基礎工事におきましては、影響の小さい方法を採用いたします。

雨水排水の対策といたしましては、雨水調整池の工事を先行させまして、本体工事時の沈砂池として利用いたします。さらに、放流水質の監視によりまして適切な措置を講じます。

続きまして、13 ページ、施設の稼働後の環境保全計画でございます。

まず、新清掃工場の排出ガスにつきましては、バグフィルターによる有害物質の除去を行うとともに、触媒反応による窒素酸化物の除去、活性炭吹き込みによりますダイオキシンの除去などを行ってまいります。

騒音・振動につきましては、低騒音・低振動型の機器を堅固な基礎に固定いたしまして外部への影響を低減いたします。

最終処分場の騒音・振動につきましては、被覆型施設といたしまして、外部空間を遮断して影響を軽減いたします。

悪臭につきましては、主に悪臭の発生源となりますごみピットの空気を強制的に燃焼炉に送り込んで熱分解し、施設外に漏れないようにいたします。

排水につきましては、クローズドシステムといたしまして、処理水の敷地外への放流を行いません。

14 ページ、施設の稼働における公害防止基準でございます。

新清掃工場の排出ガスにつきましては、ばいじん、硫黄酸化物等の有害物質につきまして、括弧内の法制基準値よりも厳しい独自基準を設けております。

また、新清掃工場及び最終処分場の騒音・振動等につきましては、事業計画時に適用される規制値を採用しております。

15 ページ、地球温暖化対策でございますが、工事中は低燃費型の建設機械の採用や効率的な稼働に努めてまいります。施設の稼働後は、石油由来の容器包装廃棄物の分別収集による資源化を図るとともに、ごみ焼却炉の熱エネルギーの有効利用として、高効率なごみ発電施設としてまいります。

続きまして、評価項目の選定につきまして説明いたします。

17 ページ、選定した評価項目についてまとめたものでございます。

丸印が県の環境影響評価技術指針に基づき選定した項目でございます。赤で示したものにつきましては、県知事意見に基づきまして方法書に追加した項目でございます。具体的には最終処分場に関わる項目となります。また、赤の三角印は、同じく知事意見に基づきまして、河川の水質と地下水の水質について現況調査を行った項目でございます。

続きまして、予測・評価結果の概要につきまして御説明いたします。

なお、周辺環境の現況調査結果につきましては、時間の都合により説明を省かせていただきますが、評価書のあらまし、さらには評価書本文に詳細を記してございますので、後ほど御覧いただきたいと思います。

工事中の影響につきましては、大気質につきましては、事業地内の赤い四角で示した環境1から4の4地点、騒音・振動につきましては、中央が走行ルート上の赤い三角で示しました沿道1から3の3地点で予測いたしました。

20 ページ，工事用車両の走行による大気質への影響の予測・評価結果をこちらの表にまとめてございます。各項目の影響の最大値及び将来予測濃度は表の数値でございまして、いずれも環境基準を満たしております。

21 ページ，建設機械の稼働，工事用車両の走行による騒音・振動の評価結果をまとめたものでございます。各項目の予測値はいずれも規制基準を満たしております。

22 ページ，水の濁りについての予測・評価でございまして、濁水対策といたしまして、造成地に雨水調整池等を沈砂池として利用いたしまして、土砂を沈降させた後に放流する計画としております。放流している量は現況と変わらないと予測されております。

23 ページ，施設の稼働による大気質への影響についての予測と評価でございまして、大気質の予測範囲につきましては、事業地を中心とする半径6キロメートルの範囲としております。この範囲の地形は、涸沼と涸沼川沿いのピンク色で示した低地の部分、それから、水戸市街地の南部に広がります標高29メートル前後の青色で示しました台地の部分の大きく2つに分けられますので、それぞれの地盤高を考慮して予測を行いました。

24 ページ，大気質についての予測・評価結果を表にまとめたものでございます。

焼却処理の候補となっております3方式それぞれについて予測を行ってございまして、各項目の影響の最大値及び将来予測濃度はこの数字でございまして、いずれも現況濃度にほとんど影響を与えず、環境基準を満たしております。

25 ページ，工事運搬車両の走行による大気質への影響についてでございますが、予測結果につきましては、現況濃度にほとんど影響を与えず、環境基準を満たしたものでございます。

26 ページ，施設の稼働による騒音・振動の予測結果につきましては、こちらの表のとおりでございまして、規制基準を満たしております。

27 ページ，ごみ運搬車両の走行による騒音・振動の予測結果でございまして、こちらも表のとおり、規制基準を満たしております。

28 ページ，施設の稼働による動植物への影響につきまして、確認された重要な種のうち、カヤネズミ及びショウリョウバッタモドキにつきましては、施設整備によりまして生息環境の一部が失われることから、隣接地に新たな生息地を整備いたします。

また、対象事業区域の周辺に生息するその他の種、例えば茨城町側の水田に生息いたしますトウキョウダルマガエルなどにつきましては、生息環境への影響は小さいと考えております。

さらに、事業実施区域周辺で繁殖が確認されましたオオタカにつきましては、専門家の御指導を頂きながら適切な保全措置を講じますとともに、モニタリング調査を実施いたしまして、影響を及ぼさないように工事を進めることといたします。

29 ページ，カヤネズミ、ショウリョウバッタモドキの新たな生息地でございますが、黄色で示したところに設けるものでございます。施設の建設により失われるススキやカヤといった生息環境の植物をこちらに移植いたしまして、失われる面積と同じ広さの生息環境を確保いたします。

30 ページ，景観につきましては、調査した17地点のうち、こちらの写真にございます後谷川の下流の自転車道のほうから施設が眺望できます。下の写真はその合成写真でございまして、建物の色彩計画や緩衝緑地帯の設置によりまして、景観への影響も最小限にとどめております。

以上が、予測・評価結果の概要でございます。

ポイントをまとめますと、今回実施いたしました環境影響評価の結果、事業の実施に伴う環境への影響は、カヤネズミ等の動物を除き影響は極めて小さい、あるいは影響はないと予測・評価されました。影響を受けるとされました動物につきましては、専門家の御指導を頂きながら、適切な保全措置を実施し、影響の低減を図ってまいります。

また、施設の建設、稼働に当たりましては、モニタリング調査を実施いたしまして、公害防止基準の達成状況等について継続した監視と結果の公表を行ってまいります。

参考といたしまして、モニタリング調査の概要は32ページの表のとおりでございます。

33ページ、事後調査といたしまして、重要な動物種として生息が確認されましたカヤネズミ及びショウリョウバッタモドキにつきまして、こちらの表の内容によりまして、新しい生息地での状況を調査してまいります。

続きまして、準備書を修正した主な事項等について御説明いたします。

35ページになりますが、準備書に対しまして頂きました住民及び県知事意見を踏まえまして、評価書の作成に当たりましては、こちらに示す事項につきまして準備書の記載内容の修正を行いました。

さらに、36ページに記載のとおり、県知事意見を踏まえまして、事業に係る情報の公開を積極的に行うとともに、故障や火災、地震や水害等緊急時の対策といたしまして、マニュアルの策定や連絡体制の整備、緊急時対応訓練を行うなど、周辺住民の皆様の不安の解消に努めてまいります。

また、工事中や施設稼働後におきまして、事前に予測していなかった環境問題等が生じた場合にも、速やかに調査等を行い、関係機関の御指導を頂きながら適切に対応してまいります。

諮問第2号の説明は、以上でございます。よろしく願いいたします。

会長

どうもありがとうございました。

ただ今御説明がございました諮問第1号、第2号について、御質問、御意見がありましたら御発言願います。いかがでしょうか。よろしいですか。

どうぞ。

委員

今回、詳しく環境アセスメント、環境影響評価書を見ているのですが、環境評価に当たって、周辺にかなり農地が多い地域になりますので、そういった観点からの環境評価というのも行っているのかどうかというのを伺いたい。もしもあれば、どの辺かというのを教えてもらえますか。

会長

お答えください。

執行機関

ただ今の御質問でございますが、周辺には、農地、特に下入野町及び南側の茨城町側にも水田が隣接してございます。これまでいろいろ説明会、あるいは地元との話し合い等をしていく中で、大気質、水質に関して影響がないのかという御心配の声を聞いております。ただ、水質につきましては、あくまでも施設に降った雨水は調整池で流量調整して、例えば河川に流しますが、施設の処理水は一切外に出さないクローズドシステムということで、処理水は河川や公共用水域には流しませんので、そういった意味で、水質に関しては心配ないということで御説明しております。

また、大気につきましても、これから水戸市が計画する施設以外の要因によります有害物質の現況の濃度が関係があるわけですが、それに対して、この施設ができることによって濃度が大きく影響されることがないということで今回の環境影響評価で予測されておりますので、そういったことも具体的に数字を示すという形で御説明して、御心配になるようなことがないということで御説明しているところでございます。

会長

よろしいでしょうか。
ほかにいかがですか。
お願いいたします。

委員

この施設の近くに住んでいる者でございます。
この資料を見ますと、環境ということではありますが、これは自然環境だけでしょうか。生活環境に関することは。

会長

お答えください。お願いします。

執行機関

こういった大気や水質に対する影響、それから、景観とか周辺のいろいろな観光などの名所とかもございしますが、例えば茨城町に涸沼という非常に全国的にも有名な湖沼がございしますので、そちらからの景観といったものに対して影響を与えないか、そういったことをこの環境影響評価の中で調査いたしまして、景観等につきましても特に影響がないということで、調査結果の中で出ております。

委員

その点は分かりました。
これは生活環境のほうから見ますと、この工事に伴い、又は完成の暁、進入道路と言いますか、車両の交通の変化みたいなもの、その部分についての地域住民、又は、そこを通過する人たちの安全、その辺はどのようになっているのでしょうか。

会長

お願いいたします。

執行機関

交通状況につきましても、当然、工事中の工事車両、あるいは施設が稼働した後のごみ運搬車両の通行というものがございしますが、それによって、今現在よりも、そういった部分で車両が増えるという状況がありますが、それにつきましても、基本的には、幹線ルート、県道を通行するというので、地域の生活道路まで入り込むことがないように、今回の事業の中でも計画して十分注意するというので御理解申し上げます。

委員

そうしますと、新しく作る進入路、又は既存の道路を拡幅整備して使う、そういう所がどうかという。これは、工事着手前にも整備されるのでしょうか。

会長

お答えください。

執行機関

アクセス道路が接続するのがいずれも県道になります。東側、西側、県道でございますので、その辺につきましては県の担当課と十分協議をいたしまして、アクセス道路の開通

とともに、接続する県道の整備についても県に対して要望しているところでございます。

会長

よろしいでしょうか。

いかがですか。

お願いします。

委員

事前に大変親切な御説明を頂きまして、私も疑問を出してすぐ即答していただいたということで、大変私信頼しております。

実際に進めるに当たって、事前に予測し得なかった環境問題というのが起こり得るかと思うのです。いわゆる想定外というか、予測外、その辺の組織的なものは具体的に考えていらっしゃるのでしょうか。例えば第三者委員会とかそういう対応、例えば36ページには、事前に予測し得なかった環境問題が生じた際の適切な対応ということでございますが、組織的には何かお考えがありましたらお聞かせいただきたいと思います。

会長

お答えください。

執行機関

ただ今の御質問でございますが、当然こういったものについては予測し得ないことが起こることはあらかじめ想定しておくべきことでございますので、その際の適切な対応ということですが、現時点では、施設そのものもまだ具体的の方針なり、どういった施設になるのか、これから具体的に決めていくところでございますので、そうした中で、計画が具体化していく中で、そういった対応の方法につきましても具体的に検討していくことになると思います。現時点では、どういう組織を作るか、その辺についてはまだ具体的に決まっている状況ではございません。

委員

ありがとうございました。

会長

ほかにいかがですか。

お願いいたします。

委員

お聞きしたいのですが、何年という期間をかけて調査を依頼した所で調査して下さったと思うのですが、そういうのはどういったところなのでしょう。

会長

環境影響評価先ですか。

委員

調査を依頼した先。

会長

お願いします。

執行機関

こういった調査を行うには、専門のそういった知識や経験を持っておりますコンサルタント会社の協力を得る必要がございますので、そういった所に委託して、今回の調査を実施しております。

委員

では、例えばですが、何々会社ということは、ここでははっきり分かっているから難しいでしょうか。

会長

明らかにするということですか。

委員

ええ。どういう所で調査しているかがちょっと気になるので。

執行機関

委託した事業者としては、____という会社でございます。

会長

いかがでしょうか。

お願いします。

委員

____でございます。

我々近くに住んでいる関係上、世上の噂なども伝わってまいります。その中に、侵入道路の策定に当たりまして、一回策定されて、地権者住民等の説明があった。その後に変更があったというお話が聞こえているのですが、どのような形で、また、どのような場所を、どのように変更があったのか、お伺いしたい。

会長

お願いします。

執行機関

アクセス道路のルートにつきましては、その周辺で、先ほど御説明いたしました、オオタカの生息が昨年の調査で確認されましたので、鳥類の専門家の方の御意見等を頂きながら、影響のないような、可能な中でのルート変更を一回いたしております。そういうことで、アクセスルートの西側の部分についてルートを少し変更しております。

委員

その変更に当たって、まず、自然環境の生物の関係での変更があったように聞いております。変更に当たって、地域住民への影響、また問題点というものはあったのでしょうか。

会長

お願いいたします。

執行機関

変更といっても、元々の計画から 160 メートルほど北側に移った形になりますが、それによって周辺環境に大きな影響を与えるということにはならないということで、地元の方もその点について特に御意見等は頂いてはおりません。

委員

それでは、ちょっと古い話になりますが、あの周辺には、50 号バイパスが、大洗高校の辺りに抜けるという計画が常澄村時代にあったように伺っております。そうすると、今の侵入路、あの辺はそれにほぼ近いような位置にあるのかなと思っています。それとの関連性、又は、前の 50 号バイパスが現在の計画として存続するのか、だとしたら、そのとき、その道路との位置関係はどのようになっておりましたでしょうか。

会長

お願いします。

執行機関

50号バイパスをけやき台のほうに向けて水戸南インターチェンジの先からの部分だと思われていますが、それにつきましては、そこと今回設置いたしますアクセス道路をつなぐという構想がございます。それについても、そういった構想に影響を与えない範囲での変更でございますので、将来的にはアクセス道路がそのまま延長されて、水戸南インターチェンジから道路に直接つながるような構想としてはございます。

委員

どうもありがとうございました。

会長

ほかにいかがでしょうか。

お願いします。

委員

細かいことなので、もし今お答えできなければまたで結構なのですが、車の影響で、大気、騒音を調べておられるのですが、予測結果が沿道の1、2、3の3地点が載っていたり載っていなかったりというか、何か考え方があってこうしたという御説明があると分かりやすいのですが、その辺りいかがでしょうか。

執行機関

ただ今の御質問でございますが、大気質、あるいは騒音・振動の影響につきましては、工所用車両、あるいは施設稼働のごみ運搬車両の走行による影響のことにつきましては、沿道1から3の主要なルート上の3地点での予測評価をしています。また、施設の稼働による焼却工場の煙突から出る排気ガスの影響につきましては、環境1から4の事業地の4か所の地点での予測評価としております。そういう違いでございます。

委員

今日お見せいただいたところで、25ページに沿道の2が載っております。27ページに沿道の3が載っておりますので、ちょっと気になりましたので。ただ表現上のお話かなと思いますが。

執行機関

27ページで1と2となっておりますが、これは25ページと同じように沿道1と3の間違いでございます。申し訳ありません。

会長

ほかにいかがでしょうか。

委員

湯小屋鉱泉がまともに入っているのが心配ですが、この辺はどのような話し合いをされていたのでしょうか。

執行機関

アクセス道路のルートが湯小屋鉱泉にかかっているように見えるということでしょうか。これは地図の縮尺が小さいものですが、湯小屋鉱泉の部分にはかかりません。

委員

湯小屋鉱泉の例えば水質などに影響のあるようなことは考えられないということでしょうか。

執行機関

排水は一切出しませんので、この周辺の水質に対しては影響は一切与えないということ

でございます。

会長

いかがですか。

お願いいたします。

委員

先ほどの説明で大体分かったのですが、私が聞き漏らしたかもしれませんので、確認という意味で、先ほど___さんからもお話があったのですが、その内容は、この工事が始まるに当たって、侵入道路が、多分若宮の十字路の先から石崎へ行っているのかな。そこにアクセス道路ができると思うのですが、その工事の始まる前にこのアクセス道路ができるのか、その辺の明確な回答がなかったように思うのです。そこだけ説明していただけますか。

執行機関

アクセス道路は今回新たに作る道路でございますが、工事に関しましては、東側の長岡大洗線側から敷地の造成をまいりますので、その造成に合わせて工事用の進入道路を作っておりますので、若宮側の県道のほうからの工事に入っていくということはありません。最終的に東側から作って行って、施設の稼働までには西側の県道にまで接道するという形で完成するというところでございます。

委員

そうしますと、最終的にはアクセス道路は東と西がつながるけれども、最初は東側から道路を作って行って、それに伴って造成する、そういう感じですか。

執行機関

全体の計画地の東側の大洗町側のほうから造成を進めていきまして、そこで造成と同時に施設の建設工事を進めまして、最終的にアクセス道路については西側のほうに抜けるように接道するという形で、それについては施設の稼働までに完了させるということでございます。

委員

分かりました。

会長

いかがでしょうか。

委員

ちょっとよろしいですか。

会長

はい、どうぞ。

委員

ただ今の御説明ですと、工事用の車両の進入は東側からということではありますが、そうしますと、東側の県道酒門湊沼線が非常に狭いのです。そして、工事用の特殊な重量の車が通ると道路が弱いような状況があるのです。だとしますと、その道路の整備から始まらないと、通行車又は生活者に影響が出ると私たちは思っております。先ほどの御説明を頂いたときに、アクセス道路として新設する道路、あれに変わるということになれば大分この辺は緩和されると思うのですが、そうでないと、下の現道をしっかりと整備しないとやはり影響が大だろうと思えます。

以上です。

会長

お願いします。

執行機関

ただ今の御意見でございますが、県のほうともその点については十分検討しております、長岡大洗線につきましては県のほうで既に未整備の部分について具体的に動き出しているところでございます。

委員

私が今申し上げたのは長岡大洗線ではないです。酒門から大場小学校を通過して、広浦の来ている道路です。これは当該工事の東の侵入路に当たる。

委員

先ほど___さんおっしゃっているのは大場小学校から涸沼に向かう県道なのです。それで、途中、長さ約 500 メートルなのですが、極端に幅員が狭くなるのです。それは今でも拡幅されていません。それを心配していると思うのです。多分、この工事が始まれば、あそこに集中して、工事車両が出れば必ず地元には大変な迷惑になると思います。その辺のところは県とは折り合いはついているのでしょうか。

執行機関

それについては、今、県のほうでも測量とか始まりまして、今後、買収して拡幅する計画で、具体的に検討もされておるところでございます。

会長

それは工事が始まるまでには拡幅が終わるであろうと思ってもよろしいのですか。

執行機関

全線にわたって拡幅を同時に全て進行するということが、県の事業でもありますので、今そういう形で工事が進むよう検討、協議をしているようになっておるところでございます。

会長

いかがでしょうか。

交通に関して私も気がかりな点がございまして、評価書に交通量の予測結果が載ってございまして、沿道 3、内原塩崎線というのですか、どういうところかよく分からないのですが、ここに 825 台のパッカー車が通行する。パッカー車があつて、予測結果が載ってございます。同じ評価書の現況分析を見ますと、内原塩崎線の 12 時間交通量が 6,820 何台という数値がございまして、6,800 台に対して 800 台を超える量というのが 10 数%増しになるのです。そういうことをどう考えるのかということとか、あるいは、御心配のような安全問題というのがあるかと思しますので、県道の現況がどうなっているのか分かりませんが、交通安全施設をきちんと整備するとか、その辺についても是非県とうまく調整をしていただいて、地元の方の不安をなくすようなことを是非お図りいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

執行機関

その点につきましても、県の道路関係と水戸署とも十分協議してまいりたいと思います。

会長

ほかにいかがでしょうか。

何点か聞きたいことがあるのですが、パワーポイントの 36 ページに、知事意見を踏まえた事業の推進のところ、事業に関わる情報の積極的な公開ということが謳われているわけですが、具体的にはどういう方法で公開をするということをお考えでしょうか。

執行機関

これにつきましては、県知事意見のほうでも、情報公開に向けて関係市町村と十分協議して図っていくということで御意見を頂いておりますので、これにつきましても、今現在、具体的にどういった形で公開していくかという方法まで見込んではおりませんが、それにつきましても、関係周辺の市町村と協議して、地域の住民にとって分かりやすいような公開の仕方をしていきたいと考えております。

会長

例えば、これから大気質とかいろいろなところの連続モニタリングをされると思うのですが、そういうものについては、市のホームページとかいろいろな媒体を通じて積極的に公開すると考えてもよろしいでしょうか。

執行機関

はい。具体的に、例を申しますと、最近整備されているこういったごみ焼却施設でよくあるのは、その敷地の入口のところに電光掲示板でリアルタイムで常時監視している数値を表示するというので、周辺の住民の方に常時監視していただけることで表示していることもございます。そういったことも含めて具体的に今後検討してまいりたいと思います。

会長

何かありますか。

どうぞ。

委員

今回の都市計画審議会で、都市計画の変更が、今後、決定、告示されるとなっておりますが、河和田のほうは意味がなくなるということでして、恐らく住民、土地を持った非常に多くの方がそれを踏まえて土地を利用したのだと思うのですが、そこら辺の御意見は伺っているか。

会長

お願いします。

執行機関

河和田地区につきましても事前に説明会を行いまして、農地としてこれまでも活用されていますので、地権者の方に対して説明会を行いまして、御理解いただけたところがございます。

委員

そうすると、網が外れても、これからも農地として活用されて、何も変わらないという。それに対するいろいろな影響もない。分かりました。

会長

いかがでしょうか。

私ばかり聞いて申し訳ないのですが、都市計画決定についての意見書の提出はなかったという御説明でございましたが、環境影響評価については意見書が3通出されたということと、市内、市外の6か所で説明会をされた。簡単で結構なのですが、意見書の内容とか説明会等で行われた質疑の概要を、念のためといいますか、確認のために簡単に御説明いただけませんか。

執行機関

3通出た意見書につきましては、評価書の592ページにその概要について記載しております。こういった意見がそれぞれ各項目ごとに出ておまして、知事意見も踏まえて、準

備書を修正して評価書として取りまとめたところでございます。

会長

説明会の状況はどうでしたか。

執行機関

環境影響評価の説明会を6か所で開催いたしました。水戸市内が3か所で、あと大洗、鉾田、茨城町でそれぞれ1か所ということで計6か所でございます。水戸市内で開催した説明会については、1か所あたり20人程度の参加がありました。大洗町は2人しか参加しませんが、鉾田市も10人弱という参加者ですが、茨城町は隣接しているということで、地域の方も大変関心が高くて90人程度の参加がございまして、この意見書につきましても、茨城町の方からの意見でございまして、説明会の中でもこれとほぼ同じような内容の御意見を頂きまして、これに対して事業について御説明したというところでございます。

会長

ありがとうございます。

ほかに何かございますでしょうか。

どうぞ。

委員

今御説明ございましたように、意見書が出てきて、それに対応して今回の評価書の修正と言いますか、出されていると思うのですが、ただ、今後もモニタリングは継続的にやっていただくということになるのでしょうか、それに対しての御意見も、これからいろいろとまた出てくる可能性がありますので、その説明をする、それを受けて、直せる所は直していくというサイクルをこれからも続けていくことというのは有効かなと思うのですが、そういった辺り、周辺住民の不安解消という中でお考えになっておられるのかどうかお聞かせください。

会長

お願いします。

執行機関

特に地元の下入野町、それから、隣接する茨城町の下石崎、石崎地区の方にとっては隣接する所でございますので非常に関心が高く、いろいろな御意見もありますので、そういったことで、これまでも既にこういった公式の説明会以外にも、いろいろな説明の会合に参加して、こちらとしてもいろいろ御意見を頂いたり、それに対しての御説明をしたりということで、これまでも何回も対応しておりますし、今後についても、そういった形で、地元との協議、様々な意見を頂いて、それに対応していけることについては当然対応していくということで、そういった意見交換の機会を設けていくということで、地元ともそういうことで合意しているということでございます。

委員

ありがとうございました。

会長

もしないようでしたら、この質疑案についてお諮りしたいと思います。

都計諮問第1号、第2号について、原案のとおり承認することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

会長

では、異議なしと認め、原案のとおり決したいと思います。

ただ、交通の問題とか想定外の問題とか、いろいろな御注意、御意見も頂きましたので、これについては、先ほどもお答えいただきましたが、今後の事業の推進の中で十分に反映していただければと思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、次に都計諮問第3号 水戸・勝田都市計画土地区画整理事業の変更（水戸市決定）について、事務局より説明願います。

執行機関

それでは、都計諮問第3号 水戸・勝田都市計画土地区画整理事業の変更（水戸市決定）について御説明いたします。

都計諮問第3号の計画書を御覧いただきたいと思います。この資料は都市計画の図書となるものでございます。

内容の説明については省略させていただきますが、構成につきましては、まず、1ページ目に今回の都市計画の内容が記載されております。2ページ目は総括図、3ページ目には計画図が示されております。4ページ目に理由書、5ページ目に変更する土地の区域、6ページ目が新旧対照表、7ページ目が計画変更の経緯となっております。

それでは、内容につきまして、前面のスクリーンのスライドによって御説明させていただきます。

都計諮問第3号は、東前第四土地区画整理事業の区域の変更でございます。

まず、地区の概要について御説明いたします。

東前地区は、水戸市の中心部から南東約7キロに位置しておりまして、北側が国道51号に接し、東水戸道路の水戸インターチェンジからも至近な距離であること、交通の利便性に優れた地区でございます。

本地区は、平成3年から土地区画整理事業に着手しております。

スライドの青色で示しております地区が第一地区であります。第二地区が黄色で表示しております。赤で表示しておりますのが東前第四地区でございます。このうち、青色で示しています第一地区においては既に事業が完了しております。

今回変更を予定しています赤い色で示しております第四地区は、国道51号沿道の面積約15.8ヘクタールの区域でございます。こちらにつきましては、道路、公園等の公共施設を計画的に配置し、良好な住宅市街地の形成を図るため、平成5年に土地区画整理事業の都市計画決定を行い、同年、事業認可を得て事業に着手しております。

また、平成8年には、本事業の効果の維持、増進を図るため、東前第四地区地区計画を決定しております。

計画の内容につきましては、建築物の用途の制限等となっております。

本事業による整備につきましては、平成20年に概ね完了し、一部の区域で区画道路の整備を残すのみとなっております。しかしながら、事業計画変更や都市計画について、今回変更を予定している区域の権利者から合意が得られず、事業の完成が見込めない状況となっております。

当該地区は、事業開始前に開発行為によって整備された既存住宅地であり、また、高台に位置していることから、区画整理事業を行っても、従前どおり区画は変わらず、道路に関しても既存のままであるため、負担を強いられる割に、区画整理事業によるメリットが見られず、反対意向が強く、御理解を得ることができない状況でございます。

ただ、一方、土地区画整理審議会や地域内の権利者の方々からは、土地利用制限などによる不利益の長期化の問題から、できる限り早い事業完了が要望されております。

このような中、当該区域の一体的な整備の必要性について検討を行った結果、地区計画によって周辺区域と一体的な住環境の保全が担保されること、また、既存道路により、公共施設についても一定の担保が図られることから、地域内の権利者の方々有意向も考慮した上で、当該区域を施行区域から除外し、事業の合理化と早期完成を図るものでございます。

続きまして、先ほど御説明しました諮問第3号の資料の6ページの新旧対照表を御覧いただきたいと思っております。

区域の面積につきましては、ただ今御説明したとおり15.8ヘクタールから15.6ヘクタールに変更するものでございます。

また、表中の公共施設の配置のうち、公園及び緑地につきましては、平成11年1月12日に都市計画公園を都市計画決定するなど、公園緑地については3%を上回る十分な面積を確保しておりますことから、一部記載を改めるものでございます。

再び前方のスクリーンを御覧ください。

最後に、今回の都市計画の変更手続でございますが、昨年11月18日に説明会を開催しております。公聴会につきましては、公述申出書の提出がなかったため、開催を中止しております。

その後、本年1月27日から2月10日まで案の縦覧を行い、本日の都市計画審議会に至っております。

なお、案の縦覧に伴う意見書の提出はございませんでした。

説明は、以上でございます。よろしく申し上げます。

会長

ありがとうございました。

それでは、ただ今の御説明に対して、御質問、御意見等ございましたらお願いいたします。

〔「ありません」の声あり〕

会長

それでは、ありませんという声ございましたので、諮問第3号について原案のとおり承認することのお諮りをしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

会長

ありがとうございました。

以上で、本日の審議は終了いたしますが、本日は、次第5のその他として、水戸市都市計画道路の見直しについて事務局より報告がありますので、お願いをしたいと思います。

執行機関

それでは、水戸市都市計画道路の見直しについて御説明をさせていただきます。

お手元に配付させていただいております水戸市都市計画道路の見直し（案）についての資料を参照願います。

都市計画道路につきましては、都市計画決定以降、長期間未着手となっている路線が多く残っている状況がございます。この長期未着手の間に、少子高齢化の進行や、また、将来的な人口減少など状況が変化しており、これらの影響によりまして、将来、交通量が減

少に転じるといった推計値が国により示されております。

このように都市計画決定当時と現在では社会情勢が大きく変化し、また、本市が目指すべき将来都市像におきましても変化が生じているといった状況下におきまして、本市では、これら状況の変化を踏まえまして、都市計画道路の必要性を改めて検証してまいりました。

今般、検証結果がまとまりまして、都市計画道路の廃止候補路線が抽出されましたので、検証過程におけます考え方及び廃止候補路線の結果につきまして御報告をさせていただきます。

まず、資料1ページをご参照願います。

都市計画道路の延長でございますが、表1に都市計画道路の整備状況を提示しております。国道、県道、市道、全体での都市計画道路の延長は236.8キロメートルでございますが、そのうち未着手が67.5キロメートル、割合で28.5%であります。このうち都市計画決定から20年以上経過しているもの、いわゆる長期未着手路線と申しておりますが、この延長が50.1キロメートル、全体に占める割合では21.2%となっております。路線数では25路線の状況でございます。

下の図2でございますが、長期未着手25路線の都市計画決定された年代別の傾向でございます。昭和20年代が最も多く、11路線となっており、約60年が経過しているものでございます。

続きまして、2ページをお開き願います。

表2では、水戸市、茨城県、国、それぞれの事業主体別の整備状況を取りまとめております。

右から2番目、未着手の項目でございますが、水戸市分では、全体91.7キロメートルのうち32.5%に当たる29.8キロメートルが未着手、県分では、全体89キロメートルのうち39.1%に当たる34.8キロメートルが未着手、国分としましては、全体56.1キロメートルのうち5.2%に当たる2.9キロメートルが未着手となっております。

3ページをお開き願います。

都市計画道路を全体での整備状況ごとに色分けしたものでございます。黄色が未着手となっている67.5キロメートルの状況でございます。青の整備済み、また、グレーの概成済みとなっている路線が現在の本市の都市計画道路網を形成しているものでございます。環状道路を始めとしまして、まだまだ都市計画道路の道路延長、あるいはネットワークが十分ではないという状況がお分かりになると思います。

続きまして、4ページをお願いいたします。

2 都市計画道路の見直しの背景につきましては、冒頭御説明を申し上げましたので割愛させていただきます。

3 都市計画道路の見直しに関する方針でございます。

まず、(1)見直しの基本的な考え方でございますが、今回の都市計画道路の見直しに当たりましては、新たな将来道路網を設定することとし、設定に当たりましては、都市計画道路以外の道路におきましても着実に整備が進められてきたことにより、道路ストックがある程度整ってきていることから、これらの道路を最大限に取り入れた道路ネットワークを設定し、検討を進めてまいりました。

見直し検討の最初の考え方でございますが、路線ではなく、主要な交差点から交差点までを分割し、それを区間として捉え、検討を進めることといたしました。

また、現時点での未着手及び事業中の路線の全てを検討の対象といたします。

枠の中でございますが、見直しのポイントを3点整理しております。1点目が、社会経済情勢の変化を的確に反映すること、2点目が、道路の既存ストックを有効に活用したネットワークを設定すること、3点目としまして、客観的な視点に立って評価を行うことといたしました。

以上、今回の見直し検討の対象としましては、未着手路線68キロメートル、事業中路線16キロメートルとなり、路線数は47路線、区間数で申し上げますと73区間となるものでございます。

続きまして、5ページをお開き願います。

見直し作業のフローでございます。

まず、①でございますが、先ほど御説明申し上げましたとおり、既存ストックを取り入れた将来道路網を設定いたします。

次に、②におきまして区間の評価を行います。ここでは、都市計画道路の受け持つ様々な役割として、骨格的ネットワーク性、防災性、安全性、円滑な移動など20の指標によりまして点数評価を行い、代表項目には1点を付し、総計点でポイントを付けております。

評価の結果、平均点以上につきましては、機能が多い路線をAグループとし、平均点以下で機能が少ない路線をBグループとしまして分類し、総体的に評価が高いAグループはこの時点で存続といたします。また、平均点以下のBグループのうち、都市計画決定から20年未満につきまして、その時点で存続といたします。

Bグループのうち、20年以上経過している区間につきましては、③の個別検証を行います。ここでは、代替路線の有無や事業の実現性など新たな視点を加え、点数評価を行い、点数が高ければ、水色の廃止しない、いわゆる存続とします。

また、点数が低ければ、赤枠の廃止の可能性ありとして、これを見直し候補として、④の交通量配分と交通負荷の検証を更に行うことといたします。

その結果、廃止によりまして周辺道路の混雑度が高くなるなど廃止の影響が大きいと判断した場合は、水色の廃止しない、いわゆる存続とし、また、都市計画道路をなくしても周辺道路への影響がないと判断できる場合は、赤枠の廃止の可能性ありとして、都市計画の廃止候補となります。

6ページを御参照願います。

ここでは、将来道路網の設定の考え方でございます。

表3が整理したものでございますが、既存の都市計画道路に加え、マスタープランなどで位置付けがあります構想路線5路線のほか、国道、県道及び幅員5.5メートル以上の市道をネットワークに取り込むことといたしました。

これを図面に示したものが7ページでございます。

凡例でございますが、補完道路としておりますのは、都市計画道路以外の国道、県道、市道それぞれで既存ストックの活用の考え方に立ってネットワークに取り込んだ路線でございます。赤の表示は都市計画道路の位置、今回の見直し対象区間を示しております。

続きまして、8ページをお開き願います。

先ほど、見直しフローのところでお説明いたしました、客観的な評価の指標でございます。都市計画道路の受け持つさまざまな観点から、小分類の欄1から20の項目によりまして、必要性の指標により客観的に評価をしたものでございます。

9ページをお開き願います。

ここではフローの③の作業になりますが、第1段階の評価の結果、平均点以下のものに

つきまして更に検証を進めるものでございます。特に、ここでの特徴といたしましては、枠内の③のところでございますが、代替路線となり得る道路があるかないかといった観点や、また、④では住民意向、または地形の問題などの物理的な制約があるかといった事業化における支障要因について新たな観点で検証をしております。

続きまして、10 ページでございますが、これまで御説明申し上げましたフローに沿った作業の結果をお示してございます。

最終結果でございますが、右下の赤で囲みました見直し対象区間、いわゆる都市計画の廃止候補でございますが、7区間が抽出されたものです。

続きまして、11 ページ、12 ページを併せて御参照願います。

11 ページに抽出されました7区間の一覧を、また、12 ページにその位置をお示ししてございます。

11 ページ、表5でございますが、真ん中の項目、都市計画決定からの経過年数を見ますと、最も古いもので①の3・4・11号元台町浜田線が58年経過、④3・4・24号千波線が49年経過といった状況でございます。

続きまして、13 ページをお開き願います。

今後の進め方でございますが、これら抽出されました7区間、合計9,350メートルにつきましては、現在進めておりますパブリックコメントの御意見を踏まえ、都市計画道路の見直しについての最終案をまとめまして、その後、順次、廃止候補区間に関わる地元住民の方々、また、関係権利者を対象とした住民説明会を行ってまいります。説明会におきましては、廃止候補に至った説明を十分かつ丁寧に行い、廃止に向け、住民理解を得ていきたいと考えております。

その後、都市計画法に基づく都市計画道路の変更に向けた手続を進めてまいります。目途としましては、来年度末ごろの都市計画審議会を目指してまいりたいと考えております。

また、長期間未着手の都市計画道路の見直しにつきましては、今回が本市としての初めてのケースでございます。今回の検証作業におきまして存続となった路線につきましても、その整備となりますと、やはり長期間を要するということが十分考えられますので、今後は、都市計画の運用指針にもあるよう、都市計画基礎調査や都市交通調査、また都市整備の方向性等の見直しの機会に合わせまして、適宜、都市計画道路について見直しを行ってまいりたいと考えております。

説明は、以上でございます。

会長

ありがとうございました。

それでは、ただ今の御説明に対して、御質問、御意見等ありましたら。

委員

これは質疑は受けないでほしいのです。意見については、現在行われているパブリックコメントのほうで意見を言ってほしい。質疑を受けるとすれば、先ほどから地元の方の意見が出ているように、自分の住んでいる道路が全部関わってくるのです。收拾がつかない。

であるならば、意見募集については、きちんとした形で、26日までのパブリックコメントでやっていただくということで、これは聞きおくということで今日はお願ひしたい。

会長

委員からの強い要望でございますので、それについては、今日は報告を受けたということだけにしておきたいと思っております。いずれまたこの場で審議をすることに必ずなりますの

で、それまでをお願いをしたいということと、そのときに手戻りがあってはなりませんので、今おっしゃったように、パブリックコメント等でコメントをお寄せいただければと思いますので、そういうことでご了解いただければと思います。

それでは、そのようにさせていただきます。以上で、本日の議題は全て終了いたしました。どうもありがとうございました。

それでは、最後になりますが、答申書を市長にお渡しするというセレモニーが残っております。

会長

都計審第2号

平成26年3月20日

水戸市長 様

水戸市都市計画審議会会長 _____

水戸・勝田都市計画ごみ焼却場の変更（水戸市決定）についての答申でございます。

平成26年3月20日付都計諮問第1号をもって諮問のあった標記の件については、慎重審議の結果、原案のとおり異議ありません。

以上、よろしく申し上げます。

続きまして、諮問第2号でございます。

水戸市新ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価書についてでございます。

同じく平成26年3月20日付都計諮問第2号をもって諮問のあった標記の件については、慎重審議の結果、原案のとおり異議ありません。よろしく申し上げます。

最後でございます。

水戸・勝田都市計画土地区画整理事業の変更についてでございます。

平成26年3月20日付都計諮問第3号をもって諮問のあった標記の件については、慎重審議の結果、原案のとおり異議ありません。よろしく申し上げます。

市長

ただ今答申を受けました。本当にありがとうございました。

_____会長を始め委員の皆様方には、積極的、活発な御議論、そして迅速な対応をしていただきましたこと、厚く御礼と感謝を申し上げます。

委員の皆様方から頂いた御意見、御提言等については、今後の都市計画行政、さらには、まちづくり等にしっかり反映できるように努力をしていきたいと思っておりますので、引き続き、委員の皆様方には、御指導、御鞭撻を頂きますようによろしくお願いを申し上げます。御礼の御挨拶に代えさせていただきますと思います。

本当にありがとうございました。

執行機関

ありがとうございました。

以上をもちまして、都市計画審議会を終了いたします。

大変お忙しい中、長時間にわたり御審議いただきまして、誠にありがとうございました。